

令和3年度

第23回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和3年3月8日(火)
開会15時35分 閉会16時26分

場 所 教育委員室

令和3年度
第23回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 令和4年度大分県教育委員会の重点方針について

第2号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

(2) 報 告

① ふるさと学習交流会の実施報告について

② 第58回全国学生書道展における文部科学大臣賞の受賞について

(3) 協 議

① 大分県文化財保護審議会委員の任命について

② 大分県先哲叢書編さん審議会委員の任命について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	岡 本 天津男
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	高 鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	教育次長	渡 辺 登
	教育次長	久保田 圭 二
	教育次長	米 持 武 彦
	教育改革・企画課長	重 親 龍 志
	教育人事課長	大 和 孝 司
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	武 野 太
	文化課長	森 健 治
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	門 野 秀 一
教育改革・企画課 主査	末 松 敬 雅	

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(岡本教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題ごとに、関係課長のみ入室しますので、よろしくをお願いします。

(岡本教育長)

それでは、ただ今から、令和3年度第23回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岡本教育長)

本日の議事録の署名については、林委員をお願いします。

会期の決定

(岡本教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時20分を予定していますので、よろしくをお願いします。

議 事

(岡本教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっていますが、協議①及び協議②については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

協議①及び協議②については、非公開といたします。

(岡本教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、その後、非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案 令和4年度大分県教育委員会の重点方針について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第1号議案「令和4年度大分県教育委員会の重点方針について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(重親教育改革・企画課長)

第1号議案「令和4年度大分県教育委員会の重点方針について」説明します。

資料1ページの議案の提案理由にあるように、県教育委員会の教育行政及び教育指導において、令和4年度に特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を定めたいので提案するものです。

内容に入る前に、資料の構成について、資料2・3ページが来年度の重点方針、4ページ目以降が重点方針の一部にもなっている「芯の通った学校組織」部分をより具体的に示した取組方針となっております。また、「芯の通った学校組織」の取組方針は、市町村立学校向けと県立学校向けがあります。内容はほぼ同じですが、一部異なりますので、それぞれを資料として配付しています。

それでは、資料2ページをご覧ください。

標題下に記載のリード文についてですが、教育行政全体に係る考え方を記載しており、ポイントは4点あります。

1点目は、教育活動と新型コロナウイルス感染症対策を両立することで、「withコロナ(ウィズコロナ)」においても、子どもの学びを止めないことを改めて明示することです。

2点目は、生徒指導上の課題や障がいのある児童生徒の増加等、学校における「多様性」を前提とし、これらの児童生徒を支援しつつ教育活動を進めるという観点から、「包摂性」の向上を掲げております。

3点目と4点目は、GIGAスクール構想による教育分野のデジタル改革と、STEAM教育等の教科横断的な学習を通じた、地方創生を担う多様な人材の育成を、引き続き、掲げております。

なお、これまでの協議で、「科学」という用語について、社会科学も含めた意味で用いることについてご意見をいただいたことから、リード文の下から2行目に、STEAM教育と科学体験活動の双方にかかる言葉として「文理の枠を超え

た」の文言を追加しております。

これらの全ての教育分野を貫く考え方を整理した上で、具体的には3つの柱で取組を進めることとしております。

1つ目の柱は、「子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進」です。これは、「芯の通った学校組織」推進プランに沿って継続して推進してきたもので、現行プランである第3ステージに基づく具体的な取組方針については、後ほど4ページ目以降の資料で説明します。

2つ目の柱は、「GIGAスクール構想の実現 -教育のデジタル改革-」です。1人1台端末の環境が整ってから2年目となることを踏まえ、整備から活用のフェーズの取組を一層加速させるため、「◆」で記載した5点を掲げております。

具体的には、1人1台端末を効果的に活用した授業改善、それを支えるICT教育サポーターの配置拡充、遠隔・オンライン授業やAIドリル等の先端技術を活用した新たな教育方法の推進、障害のある児童生徒に向けたICTの活用促進、端末の持ち帰りによる家庭学習への活用促進などを進めていきます。

3つ目の柱は、「地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進」です。時代の変化を見据えた教育の充実を通じて地方創生を担う人材を育成するため、5点を掲げております。

具体的には、リード文でも触れましたが、STEAM教育等の探究的な学びの推進、地域づくりに貢献する魅力・特色ある高校づくりの推進、更に、令和4年度からさくらの杜高等支援学校も開校することから、特別支援学校における職業教育の一層の充実などを進めていきます。

資料3ページをご覧ください。

大分県長期教育計画「『教育県大分』創造プラン2016」の章立てに沿って、来年度の各分野別の重点項目を総花的に整理しております。ここまでの来年度の教育委員会の重点方針となります。

続いて、資料4ページをご覧ください。

ここからは、重点方針の一部にもなっている「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージの取組方針について説明します。

「1 現状・課題」に記載しているとおり、これまでの組織的・継続的な取組により、本県の学力・体力は全国に誇れる水準に達しつつある一方、第3ステージで掲げている「学校における働き方改革」や「地域とともにある学校」については、まだまだ取り組むべき課題が残されていると認識しております。

「2 令和4年度の取組方針」ですが、まず、「(1) 学校マネジメントの深化」では、4つの観点ごとにポイントとなる点を示しています。既にプランの中で定めている目指すべき姿を念頭においた際、今の課題は何かということ进行分析して、ポイントを示しているところです。

「観点Ⅰ」「観点Ⅱ」に関しては、重点目標や取組指標等を設定し、取組を進めていく上で、検証・改善サイクルをしっかりと回して、質を高めながら、継続的な取組にしていくということが大切になります。

具体的には、検証・改善を行う際は、設定した指標等が妥当なものになってい

ることが重要であることから、「観点Ⅰ」の2つ目の「◆」に「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」を明確にした取組指標を設定することを示しています。また、3つ目の「◆」についてですが、「全ての教職員の共通理解のもとに作成しているか」という観点から策定プロセスの見直しについても示しています。

「観点Ⅱ」では、このような点を意識して設定した指標を活用しながら検証し、必要なことを反映するといった「検証・改善フローの徹底」がポイントとなります。

「観点Ⅲ」は、ミドル・アップダウン・マネジメントとして、主任等が効果的に機能する体制を構築するために、1つ目の「◆」が、主任等のミドルリーダー自身の側面から見たポイント、2つ目、3つ目の「◆」は、管理職が取り組むべき環境づくりという側面から見たポイントを示しています。

「観点Ⅳ」のポイントは、参画意識・協働意識です。学校・家庭・地域が主体的な参画意識を持ち、チームとして取り組むということが大切です。欄外の下「◎」に記載の「地域とともにある学校」という観点は、第3ステージの柱でもあることから、地域学校協働活動推進員等、「協育」ネットワーク関係者の学校運営協議会への参画の推進などに取り組んでいきます。

資料5ページをご覧ください。

「(2) 授業改善の徹底」については、「『新大分スタンダード』を意識した単元構想による授業改善」や、教科横断的な視点を持ったカリキュラム・マネジメントを組織的に行っていくことが、ポイントとなります。

「(3) 体力向上の推進・健康課題への対応」については、運動の習慣化・日常化に向けた取組を推進するとともに、健康課題への対応として、特に、フッ化物洗口の取組については、コロナ禍で十分に実施できていない状況も踏まえて、組織的な取組を推進していきます。

「(4) いじめ・不登校対策等の推進」については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用して、まさに「チーム学校」として進めていくことを記載しております。

「(5) 教職員の資質向上」については、ICT活用指導力について、日常的に1人1台端末を活用できる体制を整えるとともに、校内研修の充実も含めて、人材育成の組織的な取組を進めていきます。

「(6) 学校における働き方改革の推進」については、2つ目の「◎」の「1改善運動」の箇所でも記載していますが、学校だけで行うのではなく、地域人材の活用や役割分担が、ポイントの一つと考えております。

「(7) 学校支援センターによるが学校運営支援機能の充実」については、総務・財務の知見を持っている学校事務職員の学校運営への参画を進めていきます。

以上が、市町村立学校版で、資料6ページと7ページに、県立学校版の取組方針を載せております。内容は基本的には変わりませんが、資料7ページの「(2) 授業改善の徹底」の中で、高等学校においては「3つのビジョン(方向性)と6つのアクション(方策)に基づく授業の質の向上」、特別支援学校においては「『個別の指導計画』を基にした『主体的、対話的で深い学び』の視点からの授業改善」

を行うとしており、この部分が市町村立学校に向けたものと異なる点となっております。

以上で、説明を終わります。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

内容については、問題ありません。意味をもう少しわかりやすくする趣旨で、資料3ページの「I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進」のところ、下から2つ目の「○」については、「SDGsなど現代的諸課題の解決に向かう思考力・創造力を育成する教育やSTEAM教育の推進」とした方がすっきりして意味がわかりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

(重親教育改革・企画課長)

ありがとうございます。そのように、修正します。

(岡本教育長)

他には、よろしいでしょうか。

それでは、第1号議案の承認について、お諮りします。ただ今の林委員のご指摘を反映させた上で承認いただける委員は、挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第1号議案については、承認します。

第2号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

次に、第2号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(大和教育人事課長)

第2号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」説明します。

資料6ページをご覧ください。

「1 へき地手当制度の概要」について説明します。「(1) 制度の趣旨」ですが、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、へき地教育振興法の規定に基づき設けられた手当です。

「(2) へき地等学校の指定」については、都道府県がへき地教育振興法施行規則に定める基準に準拠して、学校から病院や市町村教育委員会等の各機関までの距離等の算定要素を点数化し、その合計点数に応じて級地を指定することとなっています。

また、へき地学校に指定された学校に勤務する職員に対しては、「(3) 級別区分及び支給率」に記載のとおり、級地に応じた支給割合のへき地手当が支給されます。

「(5) へき地学校の指定の見直し」については、おおむね6年ごとに行うものと規定されており、前回の見直しは、平成28年4月に行っています。

へき地学校の指定は、各学校における交通条件等からへき地度を算定し、その点数に応じた級地に指定します。資料7ページに、算定の指定基準となる基準点数や調整点数の項目をお示ししています。

続きまして、「3 改正内容(級地指定の見直し等)」について説明します。

資料8ページをご覧ください。

「1 級地指定の見直し」について、今回の見直しにより級地の上がる学校は12校、級地の下がる学校は3校となっています。

「2 学校の統廃合」に伴う改正については、竹田津小学校、伊美小学校、熊毛小学校が統合し、令和4年4月1日から、国東市立国見小学校が開校することに伴い算定した結果、へき地学校に指定されることとなりました。

以上のことから、へき地手当等の支給対象校を定めた「職員のへき地手当等の支給に関する規則」の別表第1及び第2を、資料3ページから5ページの新旧対照表のとおり改正するものです。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(岡本教育長)

今回の改正で級地が下がる場合でも、引き続き、同じ学校に勤務する職員には手当が支給されるということでよいですか。

(大和教育人事課長)

はい。級地が下がる場合、若しくはへき地学校でなくなる場合でも、現在勤務している職員については、異動するまで手当が支給されます。

(林委員)

統合前の3校が今まで無級地だったのに、国見小学校がへき地学校となったのは、どのような計算が行われているのでしょうか。

(佐伯主幹(総括)〔教育人事課〕)

最寄りの県立学校である国東高校双国校が廃校になることに伴い、最寄りの学校までの距離が遠くなったことが要因の一つです。

(林委員)

県立高校がなくなるという観点を点数に加えているというのは、県立高校と連携がとりにくくなるということが加味されているのでしょうか。

(佐伯主幹(総括)〔教育人事課〕)

へき地度を算定するうえで、各学校から病院等の距離を算定する項目のひとつに高等学校があります。

(岡本教育長)

国見小学校から国東高校双国校までの距離と、国見小学校から国東高校までの距離を比較した場合に、今回は点数が上がったということですね。

(大和教育人事課長)

統合されたことによって、遠距離通学の児童が増えることも要因の一つとなります。

(高橋委員)

へき地手当は、通勤手当や住居手当とは別に支給される手当になりますか。

(大和教育人事課長)

別の手当です。へき地手当は、その学校に勤務した場合に支給される手当です。

(高橋委員)

近くに居住する場合、住居手当等が支給されますか。

(大和教育人事課長)

別途、通勤については通勤手当が支給されます。住居については、借家の場合には住居手当が支給されます。

(高橋委員)

へき地学校の近隣には、居住する場所があるのでしょうか。ない場合には、その周辺にアパートを借りるなどしているのでしょうか。

(林委員)

公営住宅等もありますし、アパートはあるのではないのでしょうか。

(大和教育人事課長)

補足になりますが、資料6ページの1の(3)の表の「へき地手当に準ずる手当」という手当も別途あります。これは、へき地学校への異動に伴い、住居を移転した場合に支給される手当となっています。

(高橋委員)

わかりました。へき地の学校に勤務することは大変なので、手厚い手当をお願いします。

(岡本教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① ふるさと学習交流会の実施報告について

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第1号「ふるさと学習交流会の実施報告について」義務教育課長から説明をしてください。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

「令和3年度OITAふるさと学習交流会」について、報告します。
資料1ページをご覧ください。

この交流会は、地域のよさや魅力を発見し、地域が抱える課題を見だし、持続可能な地域の在り方について考えるとともに、学んだことを自らの生活や行動に生かそうとするように促すことを目的に、令和2年度より実施しています。

今年度は、令和4年2月5日(土)に実施しました。当初は、別府ビーコンプ

ラザを会場に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる実施としました。

「内容と参加校」の欄をご覧ください。

11校から50名の生徒が参加し、5校がパソコンのプレゼンテーションソフトによる発表を行い、4校がポスターによる発表を行いました。それぞれの学校の発表テーマは、資料にお示しのとおりです。地域に伝わる伝統文化、自然の豊かさ、地域の課題を踏まえた今後の在り方等について、探究的・協働的に学習してきた内容となっています。なお、当日は、日田市立東部中学校、豊後大野市立清川中学校は、新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら交流会の参加を辞退しています。

資料2ページの「各学校からの提言」の欄をご覧ください。

ふるさとの魅力や課題について学習してきたことを踏まえ、「持続可能なふるさとにするために、中学生の私たちにできること」として、それぞれの学校から提言してもらいました。ここで、中津市立耶馬溪中学校の提言を映像で紹介します。

【動画上映（2分間）】

他の中学校の提言の主な内容は、ご覧のとおりです。

最後に、「生徒感想」の欄をご覧ください。

「多くの地域が人口の減少、少子高齢化の状況で地域の方と一緒に、自分たちでアイデアを出し合って、未来に伝統や文化をつなげるための工夫をしていることがわかりました。」「他校の活動などを聞いたのは非常に良い経験になりました。自分達とは違う視点で考えていて、また新しいアイデアなどが考えることができそうだなと思っています。」とあります。このように、ふるさとの魅力発見や課題解決を通して考えたこと、行動していくこと等の意見や感想が他にもたくさん見られました。ふるさとのよさや魅力を発見し、課題解決に向けて考え、持続可能なふるさとに向けて行動しようとする、頼もしい中学生の姿がありました。

なお、来年度も各地域から参加中学校を募り、コロナ禍でなければ集合しての交流会を実施する予定です。

以上で、報告を終わります。

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

リモート形式でのプレゼンテーションとなっていますが、資料をプレゼンテーションするとき、前に何人くらい出て話をしているのですか。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

各学校によって違いますが、5名程度のところもあれば、パワーポイントの映像のみを出して、声だけで発表しているところもありました。それぞれの学校

で工夫して発表しています。

(高橋委員)

やはりマスクをしないといけないのでしょうか。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

はい。全員マスクをしています。

(高橋委員)

私が最近気になっていることで、全てリモート形式になってしまい、新型コロナウイルス感染症が収束して、一般の100人や200人の前でプレゼンテーションする時に、緊張してしまわないかということです。度胸を身に付ける機会が減っているのではないかということです。また、人との関わりが希薄になっているのではないかと心配する気持ちもあります。

今後ですが、新型コロナウイルスの感染が落ち着き次第、できる限り多くの人の中で話すような場づくりをしてほしいと思います。それは、今後就職した時や、あるいは大学に進学した時に、環境に馴染めない人たちが出てくると思うからです。発表は大変素晴らしいものでした。

(米持教育次長)

補足の説明をさせてください。先日、教育庁の各所属長が集まる会議の中で、義務教育課長から報告があったことで、義務教育の段階においては、STEAM教育を総合的な学習の時間で実施することが、一番充実できるということです。70時間を使って教科横断的に学ぶ中で、調べたり、体験したり、実験したりしたことをまとめるということをしています。

これまで、中学校の総合的な学習の時間の充実が課題であったので、この5・6年ですいぶんと改善を行い、今回報告のあった生徒のような姿を見ることができるようになってきたというところです。

(高橋委員)

わかりました。ありがとうございます。

(鈴木委員)

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で発表できなかった中学校に、私の子どもが通っています。この取組は、地域の方に協力していただかないと成り立たないもので、ほとんどの保護者が、一緒に炭焼き活動や稲作のお手伝いに行きました。

子どもと一緒に親も楽しんで行った活動だったので、本当は発表できるとよかったのですが、ちょうどタイミングが悪く、休校になってしまいました。

今回発表できなかったのですが、ポスターの画像を共有するなどの場があると

ありがたいです。他の地区の中学生との交流があまりないので、取り組んでいることを他の中学生に発表するとか、オンライン上でも交流があると、ずいぶん刺激になるようです。現在、高校1年生になった子どもたちは、クラスに6人しかいなかったのですが、オンラインで積極的に参加して、自分の意見をはっきりと言えるようになっていましたので、そのような機会はすごく大事だと思います。是非、取組を進めてほしいと思います。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

鈴木委員のご発言のとおり、清川中学校では、3年生になったら、保護者の方にも協力していただきながら販売体験をする取組をしています。道の駅でお米とか炭を販売していたということでした。

事前に資料をいただいていますので、他の中学校には、清川中学校の取組についても共有しています。

(林委員)

資料1ページの右上にも書いてありますが、世界農業遺産推進協議会との共催となっており、国東半島宇佐地域の認定地域内の中学生が行ってきた中学生サミットを全県下に広げようということで、今回、このような形になったと思います。お世話になり、ありがとうございます。

世界農業遺産は、宮崎と阿蘇にもありまして、その3地域との中学生サミットも実施することができました。これは、FAO（国際連合食糧農業機関）と一緒にいけば、世界に中継することもできます。

今度、FAOと一緒にやってみませんか。他の認定地域や外国の子どもたちとのつながりもできる取組になります。英語でプレゼンテーションをすることは難しいかもしれませんが、同時通訳を入れることもできます。地域のことを世界に発信できるチャンネルになり得ると思うので、大変だとは思いますが、是非、ご協力いただきたいと思います。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

宮崎県と熊本県との中学生サミットについては、毎年行うことは難しいですが、計画的に進めたいと思っています。林委員にご提案いただいたことは、是非、参考にしたいと思っています。ありがとうございます。

(岩武委員)

提言された内容について、面白いものがたくさんありますが、これからこれを具体的な行動に移していくのでしょうか。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

子どもたちが具体的な行動に移していきます。

(岩武委員)

提言をした後の、子どもたちの今後の活動を追いかけていって、それを発表するような機会をつくることは、今後予定されているのでしょうか。子どもたちの今後をととても楽しみに思っています。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

提言後の活動を追いかけていきたいと思います。学年が変わっていくのですが、学校が持続的にどのような取組をしているのかということについては、追いかけていきたいと思います。

(岩武委員)

楽しみにしていますので、よろしくお願いします。

(高橋委員)

大分市立神崎小中学校は、SDGsの見本となるような取組をしていますよね。海岸でウミガメが産卵できるように、地域ぐるみで小中学校の生徒が海岸掃除をしています。神崎小中学校のポスターがあれば、委員の皆さんに回覧してほしいです。

(林委員)

昨年10月に、能登半島で世界農業遺産10周年の国際会議ありました。そこでは、大分県からの参加はなかったのですが、全国の高校生が集まって、各国の駐日大使と議論していました。そこで、今回のような提言をまとめて発表するというを行っていました。

実は、大分県の世界農業遺産認定10周年がもうすぐなのですが、このようなことが中学生でできないかと思いました。そこに、FAOや外国の大使が大分県に来てもらうということもできます。そういう方々と子どもたちが直接触れ合う機会を大分県でつくれる可能性があります。

来年か再来年となりますが、そこを見据えて、実際に色々な人たちと触れ合うような機会が、国東、杵築、あるいは大分で実現可能です。それに向けた取組になっていくといいなと感じました。

(岡本教育長)

その方向で進めていくということで、よいですか。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

はい。ありがとうございます。

(林委員)

能登の取組がすごくよくて、アフリカの大使が来て、子どもたちとやりとりを

していました。一緒に提言をまとめて、それを発表するものでした。石川県の取組は公開されていると思いますので、見ていただけるとよいと思います。

② 第58回全国学生書道展における文部科学大臣賞の受賞について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第2号「第58回全国学生書道展における文部科学大臣賞の受賞について」文化課長から説明をしてください。

(森文化課長)

第58回全国学生書道展の結果について、報告します。

資料1ページをご覧ください。

全国学生書道展は、「公益社団法人 創玄書道会」の主催で行われるもので、毎年20,000点近い作品が出品されています。

今回、中津北高校3年の曾我みなみさんが、最高賞である文部科学大臣賞を受賞しました。

作品は3月の展示が終了するまで戻ってきませんので、本日は、資料2ページにて文部科学大臣賞受賞作品を紹介します。

資料2ページをご覧ください。

曾我さんの作品「臨 張遷碑(りん ちょうせんのひ)」です。

この作品は、中国後漢時代の隷書体の石碑に書かれた文字を書いたものになります。今年1月に、前任の顧問であった渡辺郁靖先生がご逝去されました。15年の長きにわたり中津北高校書道部を牽引された先生に対する感謝の気持ちを筆に託したとのことでした。

今回の入賞は、指導者や関係者の方々の指導のもと、生徒自身の日々の努力が実を結んだ結果であろうと考えています。

最後に、曾我さんの県民表彰受賞に向け、準備を進めているところです。

報告は、以上です。

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(岩武委員)

作品の意味は何ですか。

(森文化課長)

後漢時代の張遷という人物の善政をたたえて建立された石碑です。

作品の「張 騫 廣 通 風 (ちょう けん こう つう ふう)」の意味は、「張騫という人物は、広く風俗（文化）に通じている」ということになります。

(林委員)

良い政治をしたという意味ですね。

(森文化課長)

はい。そのとおりです。

(岡本教育長)

それでは、非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(岡本教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出をしてください。

【協 議】

① 大分県文化財保護審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、協議第1号「大分県文化財保護審議会委員の任命について」文化課長から説明をしてください。

(説 明)

(岡本教育長)

ご意見・ご質問はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

② 大分県先哲叢書編さん審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(岡本教育長)

次に、協議第2号「大分県先哲叢書編さん審議会委員の任命について」文化課長から説明をしてください。

(説明)

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

(岡本教育長)

最後にその他、何かありますか。

(岡本教育長)

それでは、これで令和3年度第23回教育委員会会議を閉会します。
ありがとうございました。